

# マージン率の公開資料



労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、マージン率等について公開します。

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社ケイエステック
拠点の所在地	東京都八王子市長沼町 1305-1 1F A フロアー

※直近の「6月1日現在の状況報告」の記載の数

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
988	38	13,063 円	10,886 円	16.6%

※マージン率とは

派遣先より株式会社ケイエステックに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といたします。

※マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集経費	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)、 登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、 会社運営費を差し引いた利益	

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・入社時導入研修
- ・安全衛生教育
- ・マナー研修
- ・実務研修
- ・日本語研修
- ・意識向上研修
- ・指導者研修
- ・組織管理研修

## 3. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の有効期間の終期 : 令和 7 年 3 月 31 日
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 弁当・惣菜類製造工、電子機器部品組立工、パン・菓子製造工、その他の製品製造等、製品製造・加工処理、パルプ・紙・紙製品製造工、フォークリフト運転作業員、精穀・製粉製造工等、めん類製造工、印刷・製本作業員、飲料・たばこ製造工、乳・乳製品製造工、包装の職業、製品検査(金属除く)、看護師・准看護師、施設介護員、看護助手の業務に従事する派遣労働者